

経済産業省

20160905商局第2号

電気設備の技術基準の解釈の一部を改正する規程を次のとおり定める。

平成28年9月23日

経済産業省大臣官房商務流通保安審議官 住田 孝之

電気設備の技術基準の解釈の一部を改正する規程

電気設備の技術基準の解釈（20130215 商局第4号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

- 1 この規程は、平成28年9月24日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に設置され、又は設置のための工事に着手している電気工作物についてのこの規程による改正後の電気設備の技術基準の解釈第37条の2の適用については、この規程の施行後最初に行う変更の工事が完成するまでの間は、なお従前の例によることができる。

○電気設備の技術基準の解釈（20130215商局第4号）の一部を改正する規程 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
制定 20130215商局第4号 平成25年3月14日付け	制定 20130215商局第4号 平成25年3月14日付け
改正 20130318商局第5号 平成25年5月20日付け	改正 20130318商局第5号 平成25年5月20日付け
改正 20130510商局第1号 平成25年5月31日付け	改正 20130510商局第1号 平成25年5月31日付け
改正 20130925商局第1号 平成25年10月7日付け	改正 20130925商局第1号 平成25年10月7日付け
改正 20131213商局第1号 平成25年12月24日付け	改正 20131213商局第1号 平成25年12月24日付け
改正 20140626商局第2号 平成26年7月18日付け	改正 20140626商局第2号 平成26年7月18日付け
改正 20151124商局第2号 平成27年12月3日付け	改正 20151124商局第2号 平成27年12月3日付け
改正 20160309商局第2号 平成28年4月1日付け	改正 20160309商局第2号 平成28年4月1日付け
改正 20160418商局第7号 平成28年5月25日付け	改正 20160418商局第7号 平成28年5月25日付け
改正 20160826商局第1号 平成28年9月13日付け	改正 20160826商局第1号 平成28年9月13日付け
改正 20160905商局第2号 平成28年9月23日付け	改正 20160826商局第1号 平成28年9月13日付け
電気設備の技術基準の解釈	電気設備の技術基準の解釈
経済産業省大臣官房商務流通保安審議官	経済産業省大臣官房商務流通保安審議官
<p>この電気設備の技術基準の解釈（以下「解釈」という。）は、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号。以下「省令」という。）に定める技術的要件を満たすものと認められる技術的内容をできるだけ具体的に示したものである。なお、省令に定める技術的要件を満たすものと認められる技術的内容はこの解釈に限定されるものではなく、省令に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、省令に適合するものと判断するものである。</p>	<p>この電気設備の技術基準の解釈（以下「解釈」という。）は、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号。以下「省令」という。）に定める技術的要件を満たすものと認められる技術的内容をできるだけ具体的に示したものである。なお、省令に定める技術的要件を満たすものと認められる技術的内容はこの解釈に限定されるものではなく、省令に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、省令に適合するものと判断するものである。</p>

改正案	現行
<p>この解釈において、性能を規定しているものと規格を規定しているものとを併記して記載しているものは、いずれかの要件を満たすことにより、省令を満足することを示したものである。</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節～第4節 (略)</p> <p>第5節 過電流、地絡及び異常電圧に対する保護対策 (第33条—第37条の2)</p> <p>第2章～別表 (略)</p>	<p>この解釈において、性能を規定しているものと規格を規定しているものとを併記して記載しているものは、いずれかの要件を満たすことにより、省令を満足することを示したものである。</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節～第4節 (略)</p> <p>第5節 過電流、地絡及び異常電圧に対する保護対策 (第33条—第37条)</p> <p>第2章～別表 (略)</p>
<p>【ポリ塩化ビフェニル使用電気機械器具及び電線の施設禁止】 (省令第19条第13項)</p> <p>第32条 ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油とは、絶縁油に含まれるポリ塩化ビフェニルの量が試料1kgにつき0.5mg (重量比0.00005%) 以下である絶縁油以外のものである。</p>	<p>【ポリ塩化ビフェニル使用電気機械器具の施設禁止】 (省令第19条第13項)</p> <p>第32条 ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油とは、絶縁油に含まれるポリ塩化ビフェニルの量が試料1kgにつき0.5mg以下である絶縁油以外のものである。</p>
<p>【サイバーセキュリティの確保】 (省令第15条の2)</p> <p>第37条の2 省令第15条の2に規定するサイバーセキュリティの確保は、次の各号によること。</p> <p>一 スマートメーターシステムにおいては、日本電気技術規格委員会規格 JESC Z0003 (2016) 「スマートメーターシステムセキュリティガイドライン」によること。</p> <p>二 電力制御システムにおいては、日本電気技術規格委員会規格 JESC Z0004 (2016) 「電力制御システムセキュリティガイドライン」によること。</p>	<p>(新設)</p>
<p>附 則 (20160905商局第2号)</p> <p>1 この規程は、平成28年9月24日から施行する。</p> <p>2 この規程の施行の際現に設置され、又は設置のための工事に着手している電気工作物についてのこの規程による改正後の電気設備の技術基準の解釈第37条の2の適用については、この規程の施行後最初に行う変更の工事が完成するまでの間は、なお従前の例によることができる。</p>	<p>(新設)</p>